

# 大分県報

令和三年  
第二六五号  
十二月三日

（金曜日）

## 目次

### 告示

自動車税種別割に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示の一部改正……………一  
青少年に有害な興行の指定……………二

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え  
八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万  
に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ  
てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た  
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二

### 公 告

製菓衛生師試験の実施……………二

## ○ 告 示

### 大分県告示第六百六十九号

自動車税種別割に係る徴収金の収納事務の委託（令和三年大分県告示第二百五十八号）の  
一部を次のように改正する。  
令和三年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一の表中

国分グロースサービスチェーン株  
式会社

東京都江東区木場五丁目十番十一号

直営店舗及び  
加盟店舗にお  
ける収納事務

を

改める。

株式会社しんきん情報サービ  
ス

株式会社しんきん情報サービ  
ス

東京都港区港南二丁目八番二十七号

東京都港区港南二丁目八番二十七号

直営店舗及び  
加盟店舗にお  
ける収納事務

に

### 大分県告示第六百七十号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。  
令和三年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種 類	題 名	制 作 社 名 又は配給社名	指 定 理 由
令三・ 一一・一九	映 画	日本の痴漢	新東宝映画	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を害する おそれがある。
〃	〃	発情物語 幼馴染はヤリ盛り	オーピー映画	
〃	〃	痴漢集団 快樂のとりこ	新東宝映画	
〃	〃	おねだり、たちまち、どスケベ三昧	オーピー映画	
〃	〃	痴漢人生模様 車内で連結	新東宝映画	

## ○ 選挙管理委員会告示

令和三年十二月三日

大分県報（告示・選挙委告示）

大分県選挙管理委員会告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による令和三年十二月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年十二月三日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、一二一人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二一九、五〇六人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 一三二、四七三人

大分市	一三二、四七三人
別府市	三一、九九四人
中津市	二二、八七八人
日田市	一七、七九六八
佐伯市	一九、八四六八

白杵市	一〇、七四一人
津久見市	四、八九一人
竹田市	六、〇二三人
豊後高田市	六、二三三人
杵築市	八、〇〇五人
宇佐市	一五、三〇九人
豊後大野市	九、九七〇人
由布市	九、四四一人
国東市・姫島村	八、四一〇人
日出町	七、八四五人
九重町・玖珠町	六、八三三人

○公 告

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。  
令和三年十二月三日

一 試験日時 大分県知事 広 瀬 勝 貞  
令和四年三月四日(金曜日)午前九時から正午まで

二 試験場所 大分市大手町三丁目一番一号  
大分県庁舎本館正庁ホール

三 受験資格 大分県庁舎本館正庁ホール  
ただし、受験者数によって会場を変更する場合がある。  
受験資格  
次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。)
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの
- 3 昭和四十一年十二月二十六日時点において菓子製造業に従事していた者(学校教育法

第五十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が三年を超えているもの

#### 四 試験科目

- 1 衛生法規
  - 2 公衆衛生学
  - 3 食品学
  - 4 食品衛生学
  - 5 栄養学
  - 6 製菓理論及び実技
- 五 試験科目の一部免除  
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

#### 六 問題数及び出題形式

六十問 四肢択一式

#### 七 受験願書の受付期間及び受付時間

##### 1 受付期間

令和四年一月十一日(火曜日)から同年二月一日(火曜日)までとする(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送の場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書の上、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課まで書留郵便で送付すること(郵送での申込みの場合は、令和四年二月一日の消印のあるものまで受け付ける。)。また、受験願書の提出は、ファックス又は電子メールによるものは、受け付けない。

##### 2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

#### 八 受験願書の提出先

県内に住所を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課に提出すること。  
大分市外にあつては、住所地を管轄する保健所又は保健部に提出すること。

県外に住所を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課(大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一)に提出すること。

#### 九 提出書類

1 受験願書(製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年大分県規則第六十三号)第一号様式)

2 次の受験資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(一) 受験資格1に該当する者

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

(二) 受験資格2に該当する者

一年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類(製菓衛生師法施行細則第二号様式)

(三) 受験資格3に該当する者

三年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類(製菓衛生師法施行細則第二号様式)

3 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものは、技能検定に合格したことを証する書類

4 写真(出願前六箇月以内に上半身、脱帽で正面を撮影したもの(縦四センチメートル・横三センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載し、受験願書上の空白部分に貼付すること。)一枚

5 製菓衛生師試験通知書(受験票) (六十三円郵便はがきの表に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入すること。)

6 試験結果通知用封筒(定形規格のもの。宛先欄に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、八十四円切手を貼付すること。)

#### 十 受験手数料

九千四百円(願書提出の際納入すること。郵便で申込みの場合は、現金書留又は普通為替証書で納入すること。なお、一旦納入した手数料は、返還しない。)

#### 十一 その他

1 試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した製菓衛生師試験通知書(受験票)を送付するので、試験当日必ず持参すること。

2 受験についての問合せは、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に行うこと。

なお、受験願書等の送付を希望する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用定形封筒を同封(九十四円切手を貼付すること。)の上、大分県生活環境部食品・生

令和三年十二月三日

大分県報（公告）

活衛生課へ請求すること。

また、電子メールでの問合せは、[a13910@pref.ofta.lg.jp](mailto:a13910@pref.ofta.lg.jp) に行うこと。

3 試験の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な措置を講じるものとする。なお、受験者に対する要請事項については、大分県生活環境部 食品・生活衛生課のホームページ (<https://www.pref.ofta.lg.jp/soshiki/13900/setika.html>) 等において周知を行う。